



2025年6月30日

各位

株式会社グリーンエネルギー&カンパニー
代表取締役社長 鈴江 崇文
(証券コード:1436)
問い合わせ先 山本 洋史
(050-1871-0650)

**自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第7回新株予約権(固定行使価額型)の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

2025年6月13日付の当社取締役会において決議いたしました、シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号(以下「割当先」といいます。)に対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。)及び第7回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本第三者割当」といいます。)に関し、本日払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2025年6月13日付「自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権(固定行使価額型)の発行に関するお知らせ」(以下「本第三者割当に関するプレスリリース」といいます。)をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1)	払込期日	2025年6月30日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	各社債及び新株予約権の発行価額	社債:金20,000,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権:新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。

(4) 当該発行による潜在株式数	本新株予約権付社債の全部が当初転換価額で転換されたと仮定した場合の潜在株式数：364,797 株（本新株予約権付社債に係る新株予約権 1 個につき 9,119 株） 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。 本新株予約権付社債の転換に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式 171,435 株（2025 年 4 月 30 日現在）を活用する予定です（本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使につき、時期の早いものから充当することを想定しております。）。
(5) 調達資金の額	800,000,000 円
(6) 転換価額	1 株当たり 2,193 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2030 年 7 月 1 日
(10) 償還価額	額面 100 円につき 100 円
(11) その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当先との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、割当先は、払込期日から 2 年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められています。 また、本第三者割当契約において、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等（5）ロックアップについて」に記載のとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。

2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2025 年 6 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	1,800 個
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり 1,601 円（総額 2,881,800 円）

(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：180,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式171,435株（2025年4月30日現在）を活用する予定です（本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使につき、時期の早いものから充当することを想定しております。）。
(5) 調達資金の額	414,001,800円（注）
(6) 行使価額	1株当たり2,284円
(7) 行使期間	2025年7月1日から2030年7月1日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号
(10) その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、割当先との間で、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、割当先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨が定められています。 また、本第三者割当契約において、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等（5）ロックアップについて」に記載のとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。

（注）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上